

会津地域移住希望者応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第12条の規定に基づき、会津地域移住希望者応援補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象期間)

第2条 補助金の交付は、当該補助金の交付決定日の属する年度の3月15日までの間に行う現地見学に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助の対象、条件等)

第3条 対象地域、補助の条件及び補助対象経費は別表に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付要綱第3条の規定に基づき、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））会津地域移住希望者応援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、現地見学を行う日の14日前までに福島県会津地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 会津地域移住希望者応援補助金活動計画書（様式第1号の別紙）
- (2) 現地見学を行う者の申請日時点における住所及び年齢が確認できる書類
- (3) 振込口座預金通帳の写し
- (4) その他局長が必要と認める書類

(変更の承認の申請)

第5条 申請者は、申請の内容を変更し、又は中止・廃止しようとする場合は、補助金交付要綱第5条の規定に基づき、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））会津地域移住希望者応援補助金申請変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を局長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額又は交付決定額の変更を伴わない増額をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(状況報告)

第6条 局長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助事業の進捗状況について申請者に報告を求めることができる。

2 申請者は、前項の規定により報告を求められたときは、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））会津地域移住希望者応援補助金実施状況報告書（様式第3号）を局長が定める日までに提出しなければならない。

3 申請者は、当該事業が完了したときは、速やかに地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））会津地域移住希望者応援補助金完了報告書（様式第4号）を局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、現地見学を終了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））会津地域移住希望者応援補

助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 会津地域移住希望者応援補助金実績書（様式第5号の別紙）
- (2) 宿泊費の領収書の写し（ただし、宿泊日及び宿泊人数が記載されたものに限る。）
- (3) その他局長が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第8条 申請者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興事業分））会津地域移住希望者応援補助金交付請求書（様式第6号）を局長に提出しなければならない。

（事業完了後の報告）

第9条 申請者は、補助事業の完了年度の翌年度末までに、地域創生総合支援事業（県戦略事業（過疎・中山間地域振興分））会津地域移住希望者応援補助金経過報告書（様式第7号。以下「経過報告書」という。）を局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、局長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、翌年度以降も経過報告書の提出を求めることができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年8月17日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。